

調達要求番号： 06-1-3867-0001-0003-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	SKS-9-00256
名称	人員輸送	防衛大臣承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年 2月 14日
		変更年月日	令和 年 月 日
		沖縄基地隊本部総務科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊における人員輸送(以下、役務という。)について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に記載した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 法令等

労働災害補償保険法（昭和22年第50号）

道路運送法（昭和26年法律第183号）

道路交通法（昭和35年法律第105号）

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。平成27年3月18日）

海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等（通知）

（平成9年5月30日。海幕経第2559号）

契約相手方運送約款

b) 関連文書

1) 法令等

労働基準法（昭和22年法律第49号）

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

道路運送車両法施行令（昭和26年法律第254号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達4号）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）別冊

2 役務に関する要求

2.1 期日等

令和7年3月27日（木） 1230～2030

令和7年3月28日（金） 0745～1730

2.2 対象数量等

- a) 大型バス（各日） 5台（運転手を含む。ガイドを含めない。）
- b) 輸送人員（各日） 215名以内
- c) 駐車料金等（各日） 5台分

2.3 運行要領

運行要領は付表 1 による。

3 監督・検査

3.1 監督

監督官は、立会い又は指示を実施する。

3.2 検査

検査官は、立会い又は書類審査を実施する。

4 提出書類

提出書類は表 1 による。

表 1－提出書類

番号	名称	部数	提出先	提出時期	備考
1	着手届	3部	監督官	契約締結後速やかに	書式第 2 2 ^{a)}
2	バス車検証(写)	1部	監督官	契約締結後速やかに	
3	バス自賠責保険証(写)	1部	監督官	契約締結後速やかに	
4	運転手運転免許証(写)	1部	監督官	契約締結後速やかに	
5	終了届	3部	検査官	役務終了後速やかに	書式第 2 2 ^{a)}
注 ^{a)} 海上自衛隊契約規則に実施に関する細部 (海幕経第 1 8 3 号。2 7 . 3 . 1 8)					

5 その他

5.1 保全等

- a) 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置すること。
- b) 契約の相手方は、作業中及び運搬中の安全管理にそれぞれの関連する法規及び規則に従い、必要な措置を行う。
- c) 本件に関連して業務上知り得た秘密を、第 3 者に漏洩してはならない。
- d) 本作業実施中に官側施設及び器具等に損害を与えた場合は、受注者が無償で現状に復元する。受注者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力しないものを配置すること。
- e) 作業員が作業実施のため基地内に立ち入る際は、入門許可証により許可を受ける。また、監督官から立ち入りの指示を受けた場所以外へは、許可なく立ち入ってはならない。

5.2 その他

バスの正面に“海上自衛隊練習艦隊”及び各車両番号の表示を行う。

5.3 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。

付表 1 ー 運行要領

	那 覇	糸 満	糸 満	那 覇	那 覇	那 覇	那 覇
3 月 2 7 日 (木)	第 2 クルーズ岸壁	ひめゆりの塔	平和記念公園、資料館	ロフジールホテル那覇	第 2 クルーズ岸壁		
	1 2 3 0 発	1 3 3 0 着 → 1 5 0 0 発 ひめゆりの塔 ひめゆり平和祈念資料館	1 5 3 0 着 → 1 7 0 0 発 平和祈念資料館	1 8 0 0 着 → 2 0 0 0 発	2 0 3 0 着		
3 月 2 8 日 (金)	那 覇	那 覇	那 覇	那 覇	那 覇	那 覇	那 覇
	第 2 クルーズ岸壁	旧海軍司令部壕	空自南西空司令部	海自第 5 航空群	第 9 航空団	陸自那覇駐屯地	第 2 クルーズ岸壁
0 7 4 5 発	0 8 3 0 着 → 0 9 4 5 発 ビクターセンター、資料館 壕内、慰霊塔	1 0 1 5 着 → 1 2 4 5 発	(1 ・ 2 号車) 1 3 0 0 着 → 1 4 3 0 発	(1 ・ 2 号車) 1 4 4 5 着 → 1 5 3 0 発	海自第 5 航空群 第 9 航空団 (3 ～ 5 号車) (3 ～ 5 号車) 1 4 1 5 着 → 1 4 4 5 発	1 6 0 0 着 → 1 7 0 0 発	1 7 3 0 着

注記1 第 2 クルーズ岸壁とは沖縄県那覇市港町4丁目4を指す。

ひめゆりの塔とは沖縄県糸満市伊原671-1を指す。

平和祈念公園とは沖縄県糸満市摩文仁448-2を指す。

ロフジールホテルとは沖縄県那覇市西3丁目2-1を指す。

旧海軍司令部壕とは沖縄県豊見城市豊見城236を指す。

平和祈念公園とは沖縄県糸満市摩文仁448-5を指す。

空自南西防司令部、第9航空団とは沖縄県那覇市字当間301を指す。

海自第 5 航空群とは沖縄県那覇市当間252を指す。

陸自那覇駐屯地とは沖縄県那覇市鏡水679を指す。

注記2 各施設における駐車場の手配は受注者が実施する。